

令和 2 年（2020 年）5 月 吉日

日本マラウイ協会  
会長 野呂 元良  
(公印略)

## 令和 2 年度定時総会延期の御案内

緊急事態宣言が発出され 4 週間経ちましたが、会員の皆様お変わりなくお過ごしですか。

令和 2 年度定時総会は、弊会規約第 21 条(事業年度終了後 2 ヶ月以内に招集する)により令和 2 年 5 月 16 日（土）午後開催予定していましたが、今回は延期いたします。なお「新型コロナウイルス感染症の対処方針（令和 2 年 3 月 28 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」、「新型コロナの感染拡大における株主総会運営に係る Q&A(令和 2 年 4 月 2 日付法務省及び経済産業省の見解)」並びに「新型コロナウイルス感染拡大に係る NPO 法 Q&A(令和 2 年 5 月 1 日付内閣府の見解)」等に従い、開催方法を検討中です。

因みに、法務省は「天災その他の事由により開催することが出来ない状況が生じた場合には、その状況が解消されたのち合理的な期間内に定時総会を開催すれば足りるものと考えられる」との見解を公表しています。

尚、コロナ感染収束後の開催の場合、規約第 22 条「書面により開催日 20 日前までに会員の皆様に御案内」させていただきますので、御理解の程宜しく御願い申し上げます。

国難と言われるこの事態の収束を一刻も早く来ることが望まれますが「Stay Home」を継続しましょう。また、元気にお会い出来ますことを祈念いたします。

以上